



## テーマ指定事業「子育て支援事業」

---

### 1. 寄付者からのメッセージ

---

[寄付者] 静岡県労働金庫  
静岡市葵区黒金町 5-1  
<http://shizuoka.rokin.or.jp/>



静岡県労働金庫は、「ろうきんの理念」の実践を通じて、会員をはじめご利用者、地域社会に貢献することが、非営利の福祉金融機関として当金庫に期待されている役割であり、社会の一員として果たすべき責任であると考えています。また、社会が抱えている生活・福祉などの課題解決に向けて主体的に活動している NPO への支援活動に積極的に取り組み、共生社会の実現に寄与しています。

静岡県労働金庫では子育てを支援する融資制度の取扱いや、子どもの健全育成に取り組む福祉事業団体等への寄附などを通じて、次代を担う子どもたちの健全育成に寄与する事業を行ってまいりました。このような経過から NPO 等の団体に取り組む「子どもの健全育成を図る活動」にも役立てていただくため、静岡県内の多くの団体等から広く事業を募集できるふじのくに未来財団へテーマ指定寄附を希望いたしました。

静岡県内で活動資金を必要としている多くの団体からより良い事業をご提案いただき、当金庫の寄附金が県内の広い地域にわたって有効にご活用いただけることを願っています。

---

### 2. 助成対象団体

---

応募する団体は以下の（１）～（３）の全ての条件を満たしている必要があります。

- （１）静岡県内に拠点がある NPO・市民活動団体（法人格の有無、活動年数は不問）  
NPO 法人、一般社団法人/一般財団法人（定款において残余財産を公益目的の法人に配分することを規定する法人に限る）、その他社会貢献に寄与する事業を行なう法人もしくは団体  
※複数の団体が連携して事業を実施する場合、代表の団体が申請してください。
- （２）広く情報公開をしている団体  
※日本財団公益コミュニティサイト CANPAN

(<http://fields.canpan.info/help/organization14.html>) に団体登録し  
 情報開示レベル★3以上の団体

- (3) 団体名義の口座を保有していること（個人名義、他団体名義は不可）  
 ※複数の団体が連携して事業を実施する場合は代表団体名義の口座

### 3. 助成対象活動

応募する事業は、以下の（１）～（２）の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 静岡県における「子育て支援活動」  
 (2) これまでに実施されていない新しい事業、または、団体の既存の取り組みの課題等を改善するための事業、もしくは、これまでの団体の取組を拡大した事業  
 ※応募は1団体につき1事業に限ります。

### 4. 事業の実施期間

2019年8月～ ※年度を超えても構いません。

### 5. 助成予定金額

総額 555,130 円  
 事業費の8割を助成 ※他の助成金との併用可

### 6. 助成対象経費

下記に記載するものが、助成対象経費となります。

区 分	備 考
賃 金	事業実施のための賃金
諸 謝 金	講師謝金等
旅 費・交 通 費	公共交通機関等利用の実費 車使用の場合は走行した距離に応じて計算 ※単価等については申請団体の規定に従ってください。
消 耗 品 費	文具、資材等購入費 ※購入単価が10,000円を超え、耐用年数が1年以上の物品については、備品購入費として計上してください。

印刷製本費	資料の印刷代等
通信運搬費	郵便代、配送料等
会議費	事業実施に伴うものに限る
委託費	事業の実施に必要な業務の委託料（事業全部の委託は不可）
賃借料	会場使用料、資機材使用料等
備品購入費	事業実施のために必要不可欠と認められるもの ※購入単価が10,000円を超え、耐用年数が1年以上の物品が該当します。原則として、物品購入費が、補助対象経費総額の50%を超えないようにしてください。
光熱水費	事業実施に伴うものに限る
保険料	ボランティアの保険料等
その他	上記以外の経費で財団が必要と認めるもの

※ 対象とならない経費の例

団体運営に関わる経常的な経費、対象事業以外の経常的な人件費、領収書等により支払いが確認できない経費、申請団体のメンバーが所有する物件の賃借料、その他助成が適当でないと認められる経費

## 7. 応募までの流れ

応募にあたっての事前相談、書類受付、提出書類は次のとおりです。

- (1) 事前相談・・・応募する場合は、必ず面談にて事前相談を行ってください。

2019年6月21日（金）までに事前相談がない事業については、応募書類の受け取りはできません。

相談窓口 ふじのくに NPO 活動センター内 ふじのくに未来財団助成係

電話番号 054-665-8005

※ 来所される際は、担当者が不在の場合もあるため  
先に電話等でご連絡をお願いします。

- (2) 書類提出

受付期間 2019年4月19日（金）～6月28日（金）書類必着（持参・郵送）

※ファックスや電子メールでの申請は受理できません。

提出先 ふじのくに NPO 活動センター内 ふじのくに未来財団助成係

- (3) 提出書類

- ① 事業計画書（様式第1-1号）
- ② 収入支出計画表（様式第2号）

※事業計画書等は（公財）ふじのくに未来財団のホームページからダウンロードできます。

- (4) ご提出いただいた事業計画書や添付書類は、採用・不採用にかかわらず返却できませんので、予めご了承ください。
- (5) 提出後の書類の変更、差し替え若しくは再提出は、原則認めません。ただし、必要に応じ、追加資料の提出、内容等の追加・修正等の対応をお願いすることがあります。
- (6) 事業選考に関するヒアリング等に伴う経費等は、すべて応募者の負担となります。

---

## 8. 選考方法

---

応募された事業は、ふじのくに未来財団助成事業選考委員会の委員による評価を踏まえ、財団が採択・不採択の決定を行います。

- (1) ふじのくに未来財団の事務局から、申請事業について確認する場合があります。
- (2) ふじのくに未来財団が設置する選考委員会により、審査基準に従った書面審査を行います。書面審査で30点以上が公開プレゼンテーション審査に進みます。
- (3) 公開プレゼンテーション（7分間）、委員による質疑応答（7分間）を踏まえ、審査基準に従い採点を行います。

プレゼンテーション審査の開催は以下を予定しています。

日時 2019年 7月 24日（水） 13:30～

会場 ふじのくに NPO 活動センター

プレゼンテーション終了後、選考委員会により助成先を決定します。選考結果により、団体の申請額より助成金額が変更される場合があります。

- (4) 選考終了後、速やかに文書で各団体に結果を通知します。
- (5) 採択結果は本財団のホームページでも公表します。

---

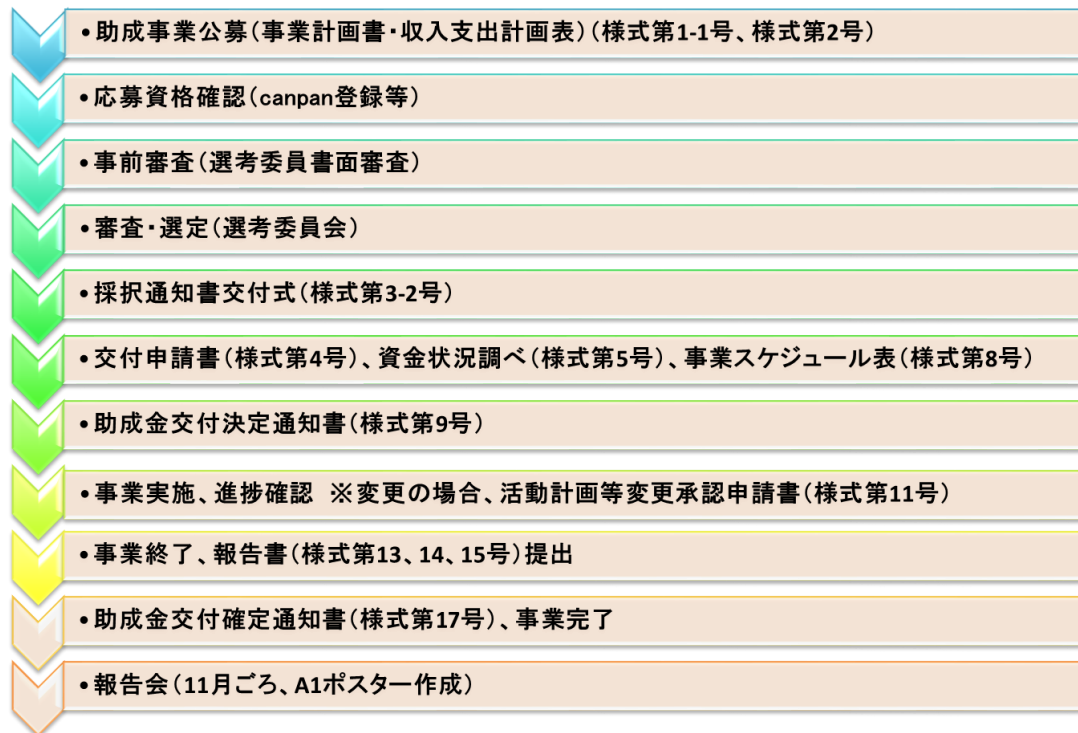
## 9. 選考基準

---

選考委員会の委員による助成の選考においては、以下の点を考慮します。

- (1) 正当性（必要性）：社会課題の把握が適切か？ 対象と手法は適切か？
- (2) 有効性：課題解決につながるか？
- (3) 効率性：資源は有効に活用する計画か？
- (4) インパクト：直接的なインパクト、将来社会を変えるきっかけとなるか？
- (5) 自立発展性：事業終了後の事業と組織の継続性

## 10. 助成事業のながれ



## 11. 助成金支払い方法

助成金助成決定額を先払い又は後払いで支払います。先払いの金額及び方法は、事業計画の内容を勘案し決定します。ただし、先払いにより事前に助成金を受けた場合、事業終了後の精算額が助成決定より下回った場合、差額を返還していただきます。

事業終了後に助成金を受け取る場合、助成事業の終了後 30 日以内の実績報告書を提出していただいた上で、助成決定額を上限として事業実施のために使用した支出額を助成します。

## 12. 事業内容の変更・中止

やむを得ない事情により、事業内容の変更及び中止を行う場合は、事前に変更承認申請書(様式第 11 号)、変更事業計画書(様式第 6 号)、変更収入支出計画表(様式第 7 号)を提出し、本財団の承認を得る必要があります。

事業内容の変更により助成確定額が変更となった場合、既に支払い済みとなっている助成金の返還が生じる場合があります。事業拡大による助成額の増額は認めません。

---

### 13. 報告書の提出

---

事業終了後、30日以内に下記の書類を提出してください。

- ① 実績報告書（様式第13号）
- ② 事業実績書（様式第14号）
- ③ 収支決算書（様式第15号）

※収支決算書には、助成対象となる経費の領収書等の添付が必要となります。

---

### 14. 事業の取材・発表

---

- (1) 選定された事業の広報（チラシ、ポスター、ホームページ、SNS等）にあたっては、「ふじのくに未来財団」「テーマ指定『子育て支援』」の助成事業であることを明記してください。表記については、ふじのくに未来財団の確認を得てください。
  - (2) ふじのくに未来財団助成事業を多くの人に活用していただくため、財団のホームページ等において事業の紹介を行わせていただきますので、ご協力ください。
- 

### 15. その他

---

採択後、助成対象事業として不適格と認められた場合は、助成決定を取り消すことがあります。また、申請書に虚偽の記載が認められた場合は、助成決定を取り消し、助成金の全額または一部を返還していただく場合があります。

**【申請書類提出先】**

〒422-8067  
静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル2F  
ふじのくに NPO 活動センター内  
(公財) ふじのくに未来財団  
子育て支援事業助成係

**【相談・問合せ先】**

ふじのくに NPO 活動センター内  
(公財) ふじのくに未来財団  
TEL: 054-665-8005 FAX: 054-333-5481  
MAIL: info@shizuokafund.org  
HP: <http://www.shizuokafund.org/>  
Facebook: <http://www.facebook.com/fujinokuniff>

※切り取ってお使いください。

〒422-8067  
静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル2F  
ふじのくに NPO 活動センター内  
  
(公財) ふじのくに未来財団  
子育て支援事業助成係